

各 位



2025年 5 月 14 日

会社名	大和自動車交通株式会社		
代表者名	代表取締役社長	大塚 一基	
コード番号	9082（東証スタンダード）		
問合せ先	常務取締役常務執行役員	岩崎 孝雄	
	総務部長		
	(TEL 03-6757-7162)		

取締役の譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る 制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の改定（以下、改定前のR S制度を「現行R S制度」といい、改定後のR S制度を「新R S制度」といいます。）、並びに、新R S制度及び業績連動型株式報酬制度（役員報酬B I P信託制度であり、以下「B I P信託制度」といいます。）に基づき交付された株式について生じる納税資金確保のための金銭報酬を支給する新たな報酬制度（以下「株価連動型金銭報酬制度」といいます。）の導入を決議し（これらの改定及び導入を「本報酬制度改定」と総称します。）、これらに関する議案を2025年6月26日開催予定の第118期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本報酬制度改定の条件

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において、年200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております（以下「現行金銭報酬制度」といいます。）。また、当社は、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、①2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において、B I P信託制度に係る報酬について、3事業年度を対象として合計200百万円（取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は110,000ポイント（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合により、1ポイントあたり0.5株となるように調整しております。））とご承認いただき、かつ、②2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において、現行R S制度に係る報酬について、譲渡制限付株式を交付するための報酬として、年50百万円以内（現行R S制度に基づいて発行又は処分される株式数は年30千株以内）とご承認いただいて、今日に至っております。

本報酬制度改定は、以下のとおり、現行R S制度の改定（下記2.のⅠ）及び株価連動型金銭報酬制度の導入（下記2.のⅡ）につき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本報酬制度改定の目的及び概要

〔Ⅰ 現行R S制度の改定について〕

（1）改定の目的

当社は、社外取締役を含む当社の取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセン

ティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行金銭報酬制度とは別枠で、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお諮りいたします。

（２）改定の概要

対象取締役は、新ＲＳ制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的に照らして相当と考えられる金額として、年100百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、現行ＲＳ制度と同様、年間30千株以内（うち社外取締役分は年間3千株以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたしますが、その概要は、現行ＲＳ制度の内容と同様です。

〔Ⅱ 株価連動型金銭報酬制度の導入について〕

（１）導入の目的

新ＲＳ制度は、対象取締役に対して、当社の取締役その他当社の定める地位を退任する日までの間の譲渡制限を付すことで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。また、ＢＩＰ信託制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、取締役報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。この度、現行金銭報酬制度の枠内にて、当社から、株式報酬制度としての運用性を高め、株式価値増大への貢献意欲を促進させること目的として、株式報酬に係る納税資金確保のための金銭報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお諮りいたします（なお、新譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度とは別枠での支給となります。）。

（２）株価連動型金銭報酬制度の概要

株価連動型金銭報酬制度は、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、本議案において、社外取締役でない取締役（新ＲＳ制度及びＢＩＰ信託制度の対象者）についても、また社外取締役（新ＲＳ制度の対象者）についても、いずれも不確定額の報酬のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任することになります。なお、新ＲＳ制度における譲渡制限の解除、又はＢＩＰ信託制度における株式の交付が生じない場合には、それに対応する分の株価連動型金銭報酬制度における金銭の支給は行われません。各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。

具体的な株価連動型金銭報酬制度にかかる支給金額の算定方法の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社の事業年度中の四半期毎に、以下に定める計算方法に従い、株価連動型金銭報酬制度に

に基づき支給される金額に相当する金銭ポイントが対象となる取締役が付与されます。

② 金銭ポイントの具体的な計算方法は、以下のとおりです。

a 新R S制度に基づく交付株式数に対応する金銭ポイント

$$\frac{\text{一年間に交付される譲渡制限付株式の数} \times 20\%}{4} \times \frac{\text{当社各四半期末日の}}{\text{当社株式終値}} \times \text{在任期間比率}$$

b B I P信託制度に基づく付与ポイントに対応する金銭ポイント

$$\frac{\text{当該事業年度の各四半期において業績連動型株式報酬制度に係る費用として計上した額のうち対象取締役分の額}}{\text{}} \times 20\%$$

③ 対象取締役が、新R S制度又はB I P信託制度においてそれぞれ定める地位を退任し又は退職した日、その他の譲渡制限解除日、受益権の確定日又は当社が定める日から一定期間内に、上記②の計算に基づき付与された金銭ポイントに相当する額の金銭を支給します。

④ その他、株価連動型金銭報酬制度の詳細は、取締役会で定めます。

以上